



第1章

自然災害及び東日本大震災からの 復旧・復興に向けた取組等

第1章 自然災害及び東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等

1. 令和元年東日本台風等による被害

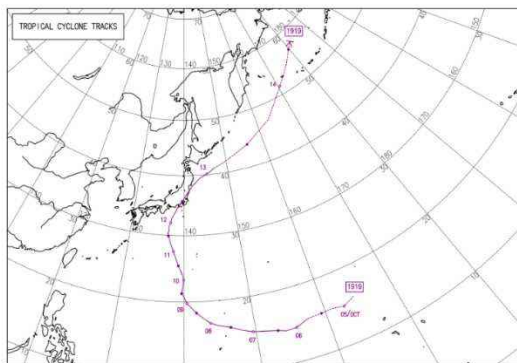
(1) 被害状況

(令和元年東日本台風は、東北地方の多くの地点で観測史上1位となる大雨)

- 令和元年東日本台風（台風第19号）は、福島県、宮城県、岩手県を含む1都12県で大雨特別警報が発表され、東北地方の多くの地点で3、6、12、24時間降水量の観測史上1位の値を更新する等記録的な大雨となりました。10月11日から13日までの総降水量は、東日本を中心に17地点で500mmを超え、宮城県丸森町筆甫で607.5mm、岩手県普代で467mm、福島県川内で453mmなど、10月1か月分の平年値の3～4倍の雨量となりました（図表1-1）。
- また、10月24日～26日にかけて西日本から北日本の太平洋側沿岸に沿って低気圧が進み、この低気圧に向けて南から暖かく湿った空気が流れ込むとともに、日本の東海上にあった台風第21号からも湿った空気が流れ込み、東北地方で大雨となりました。総降水量は、太平洋側を中心に広い範囲で100mmを超え、福島県浪江町では251.5mmの雨量となりました。
- これらの台風に伴う大雨により、河川の氾濫、堤防決壊や越水が発生し、決壊に伴って、宮城県、福島県を中心に農地や果樹園への流出土砂の堆積、ほ場等への稲わらの堆積、ビニールハウスや農業用機械等の損壊や水稻、大豆、野菜、果樹、花きの冠水・水没、収穫物の浸水など甚大な被害が発生しました。
- これによる全国の農林水産関係の被害額は3,446億円（令和2年4月10日現在）、うち東北地方の被害額は、農業関係1,217億円、林業関係277億円、水産関係34億円で合わせて1,528億円となりました（令和2年3月31日現在）（図表1-2）。

図表 1-1 令和元年東日本台風等の経路図及び東北地方の期間降水量

令和元年東日本台風の経路図



令和元年東日本台風は、10月12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸し、勢力を維持したまま関東地方を北東に進み、13日未明には福島県、明け方には宮城県沖、その後、三陸沖を北東に進み、13日12時に北海道の南東海上で温帯低気圧に変わる。

資料：「台風経路図」気象庁ホームページより

東北地方の期間降水量

(10月11日～10月13日)

観測地点	県	市町村	降水量(mm)
筆甫(ヒツポ)	宮城県	伊具郡丸森町	607.5
譜代(フダイ)	岩手県	下閉伊郡普代村	467.0
川内(カワチ)	福島県	双葉郡川内村	453.0
小本(オホト)	岩手県	下閉伊郡岩泉町	450.0
丸森(マルモリ)	宮城県	伊具郡丸森町	441.0
宮古(ミヤコ)	岩手県	宮古市	417.5
仙台(センダイ)	宮城県	仙台市宮城野区	401.0
鷺倉(ルクラ)	福島県	福島市	397.5
雄勝(オウカ)	宮城県	石巻市	391.0
白河(シらか)	福島県	白河市	380.5

資料：アメダス（速報値）

図表 1-2 令和元年東日本台風による農業関係被害額及び被害状況

	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
農地・農業用施設	1億4,260万円	13億4,300万円	524億4,043万円	2,384万円	3億2,263万円	527億9,300万円	1,070億6,550万円
農業関係施設		1億9,402万円	61億4,920万円	438万円	1,615万円	1億1,023万円	64億7,398万円
農作物・樹木等		4億0,401万円	36億5,084万円	570万円	9,090万円	22億6,438万円	64億1,583万円
貯蔵収穫農産物			3億9,415万円				3億9,415万円
農業集落排水			4億9,345万円				4億9,345万円
畜産等		3,364万円	6億5,738万円			1,480万円	7億 582万円
県所管施設			1億1,320万円				1億1,320万円
農業関係被害額 計	1億4,260万円	19億7,467万円	638億9,865万円	3,392万円	4億2,968万円	551億8,240万円	1,216億6,193万円

令和2年3月31日現在



浸水した水稲



堆積した土砂や稲わら



冠水したレタス



樹園地(もも)の浸水



りんごの倒木及び落果



田耕地への土砂流入



冠水した農業機械



倒壊した農業用ハウス



農道に土砂や流木が堆積

(2) 対応策等の取組状況

(人的支援等)

- 東北農政局では、10月11日に「東北農政局災害対策本部準備会合」を開催、10月12日には「東北農政局災害対策本部」を設置し、関係県拠点に対し情報収集体制の確保、県庁等へのリエゾン派遣を行いました。
- 10月13日以降、岩手県、宮城県、山形県及び福島県の各県庁、被災市町村へ順次リエゾンを延べ120人派遣し、被害情報の迅速かつ的確な把握に努めました。
- 10月17日以降、被害を受けた農地・農業用施設等の早期復旧のため、宮城県、福島県へ技術職員を延べ1,096人派遣し、技術的助言や指導等を実施しました。
- 10月12日以降、被災市町に排水用ポンプの貸与を14カ所(42台)行いました。

(支援対策の周知)

- 農林水産省において10月25日に被災された農林漁業者の方々が営農意欲を失わず一日も早く経営再建できるよう営農継続に必要な農林水産関係被害への支援対策を決定したことから、10月28日に宮城県仙台市において地方公共団体、農協等の関係者に対する説明会を開催し、当該支援対策を周知しました。
- また、11月7日に被災者の生活・生業の再建に向けて緊急に対応すべき施策として「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」(図表1-3)が取りまとめられたことから、11月11日に宮城県仙台市、11月13日に福島県郡山市において、被災した地方公共団体、農林漁業者に対する説明会を開催し、支援等を周知しました。
- この他、岩手県内の9市町村、宮城県内の21市町及び福島県内8の市町村において、県、市町村、JA、被災農業者等に対する説明会を随時開催し、合計78回の開催で約1500人に対し、支援策の詳細を説明しました。
- 今回の支援策は、従前からの支援に加え、ほ場等に堆積した稲わら等の処理に係る支援や保管中の米が浸水した農家への営農再開支援等、実態に合わせて強化されました。

図表 1-3 生活・生業支援パッケージ（農林漁業者の支援）のポイント

<p>稲作農家に対する支援</p> <p>【堆積した稲わら等の撤去に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省と連携し、ほ場から廃棄物処理まで切れ目のない支援スキームを構築。 ・ほ場等に堆積した稲わら等の撤去に要する経費を支援。 <p>【保管中の米が浸水被害を受けた農家への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収穫後倉庫に保管していた米が浸水により被害を受けた農家を対象に、営農を再開するために行う土づくり、土壌診断、種苗等資材の準備等の取組に要する経費を支援。 <p>【河川堤防の決壊等により地域において大規模な浸水被害を受けた稲作農家の継続に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲作農業の継続に向け、追加的に行う土づくりやほ場準備のための作業委託費等を支援。 	<p>堆積した稲わら</p>  <p>浸水した米</p>  <p>浸水した圃場</p> 	<p>果樹に対する支援</p> <p>【堆積した土砂等の撤去に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・りんご・ももなどの果樹園地に堆積した土砂等の撤去を支援 <p>【樹体保護・樹勢回復等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害により樹勢が低下した園地において、次期作に向けた樹体保護・樹勢回復等の取組を支援 <p>【植替え等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹体の衰弱が著しい園地については、植替えやその後の幼木管理に要する経費を支援 ・特に、大規模な植替え(経営面積の過半)を行う園地においては、大苗の育成による早期成園化や代替園地での営農等の取組を支援 	<p>土砂が堆積した果樹園地</p>  <p>浸水被害を受けたりんご</p> 
<p>農地、農業用ハウス・機械、林野、水産関係への支援</p> <p>【農業用機械等の導入支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用ハウス・農業用機械等の導入に要する経費の支援 ・共同利用施設等(集出荷施設、乾燥調製貯蔵施設等)の再建・修繕に要する経費の支援 <p>【営農再開に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災に伴い必要となる追加防除・施肥、追加的な種子・種苗の確保、集出荷施設等の簡易な補修 ・家畜導入、乳房炎の治療・予防管理、畜舎の補修や粗飼料の購入等に要する経費の支援 <p>【災害関連資金の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金・被災した施設の復旧のための貸付利率の5年間実質無利子化・貸付限度額の引き上げ等 <p>【農地・農業用施設等の早期復旧の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激振指定による災害復旧の国庫補助率の嵩上げ(農地83%→96%、農業用施設92%→98%) ・机上査定限度額の引上げによる災害査定効率化 ・査定前着工制度の活用による早期復旧の支援 	<p>倒壊したハウス</p>  <p>がれき・土砂が流入した農地</p> 	<p>【林野関係の被害に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治山事業や森林整備事業により被災した山林の早期復旧を支援 ・荒廃森林の復旧整備や山地災害発生危険性の高い地区の事前防災・減災対策を計画的に支援 ・被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備に要する経費の支援 <p>【水産関係の被害に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設等の復旧を進めるとともに、防潮堤等の高潮・高波対策に対して支援 ・荷さばき施設、漁具倉庫、種苗生産施設等の再建・修繕等に要する経費の支援 ・漁場等に堆積・漂流する流木等の漁業者等による回収・処理に要する経費を支援 	<p>山崩壊地の状況</p>  <p>流木等が堆積した漁港</p> 

(3) 復旧状況

(フォローアップの実施)

- 東北地方の中でも特に被害が大きかった市町村の被災農業者に対しては、定期的に営農再開の進捗状況等の聞き取りをするとともに、東北農政局として可能な限り支援するなど、継続的なフォローアップに努めました。

(農地の復旧・復興は着実に進展)

- 宮城県における被災農地（8,857ha）のうち災害復旧事業の対象面積は509ha（6%）であり、そのほとんどが丸森町の農地（469ha）となっています。被害が甚大であった丸森町では、災害査定を簡易な方法で実施したことから、詳細な現地調査を行った上で、復旧工事を行う予定となっています。

また、福島県における被災農地（3,650ha）のうち災害復旧事業の対象面積は419ha（11%）であり、順次、復旧工事を行っています（図表 1-4）。

(その他事業の実施状況)

- 堆積した稲わらの処理については37万m³、保管米の浸水被害対策については108ha、土づくり対策については249haで事業を実施しました（図表 1-4）。
- 農業用機械・ハウス等については強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）、野菜については種子・種苗等の購入費を補助する持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）、果樹については樹園地の消毒等を支援する持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）等の各種支援対策を実施することにより、各被災農業者の営農再開を支援しました。

図表 1-4 営農再開及び復旧状況（令和2（2020）年3月時点）

(農地の復旧状況)

	被災農地	災害復旧対象面積
宮城県	8,857ha	509ha
福島県	3,650ha	419ha

(農地以外の復旧状況)

	堆積した稲わらの処理	保管米の浸水被害	土づくり対策
東北	370,000m ³	108ha	249ha

2. 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組

(1) 地震・津波からの復旧・復興に向けた取組

ア 被災3県の農地・農業用施設の復旧状況

(農地の復旧状況は、岩手県 100%、宮城県 99.5%、福島県 72.5%)

- 東日本大震災による津波で被災した農地面積（農地転用等の面積を除く。）のうち営農再開が可能となった農地面積の割合は、令和2（2020）年3月末時点、岩手県では100%、宮城県では99.5%となっていますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、避難指示区域を抱える福島県では72.5%となっています（図表1-5）。
- また、農地・農業用施設等の復旧進捗状況（全体）は、令和2（2020）年3月末時点、農地では93.1%、排水機場では100%、農地海岸堤防では97.6%となっています（図表1-6）。

図表 1-5 農地の復旧（被災3県別、令和2（2020）年3月末時点）

区分	津波被災農地面積 (農地転用等を除く)	(単位:ha)		
		営農再開可能面積 (平成31(2019)年 3月末までに復旧)	営農再開可能面積 (令和2(2020)年 3月末時点)	令和2(2020)年3月末 時点での復旧状況 (%)
岩手県	550	550	550	100.0
宮城県	13,710	13,610	13,640	99.5
福島県	4,480	3,040	3,250	72.5



資料：東北農政局作成



被災直後の農地



がれき除去



復旧後の農地

図表 1-6 農地・農業用施設等の復旧進捗状況（令和2（2020）年3月末時点）

区分	被災3県の被害状況 (復旧対象)	復旧の進捗状況 (令和2(2020)年 3月末時点)	令和2(2020)年3月末 時点での復旧状況 (%)
農地(ha)	18,740	17,440	93.1
排水機場(箇所)	96	96(うち復旧完了は94)	100.0
農地海岸堤防(地区)	124	121(うち復旧完了は108)	97.6

資料：東北農政局作成

注：1) 農地海岸堤防の被害状況には、福島県の未査定3地区を含む。

2) 復旧の進捗状況とは、農地では営農再開可能となった面積の合計値。排水機場では復旧完了及び復旧工事実施中の箇所の合計値。農地海岸堤防では復旧完了及び復旧工事実施中の地区の合計値。

イ 直轄災害復旧事業の実施状況

(直轄災害復旧事業を実施中の地区は残り3地区)

- 直轄災害復旧事業は、津波被災地区及び地震被災地区各々6地区で行われ、令和2(2020)年3月末までにそれぞれ4地区、5地区が完了しています(図表1-7)。
- これらの事業費は、津波被災地区では1,525億円、地震被災地区では158億円となっています。

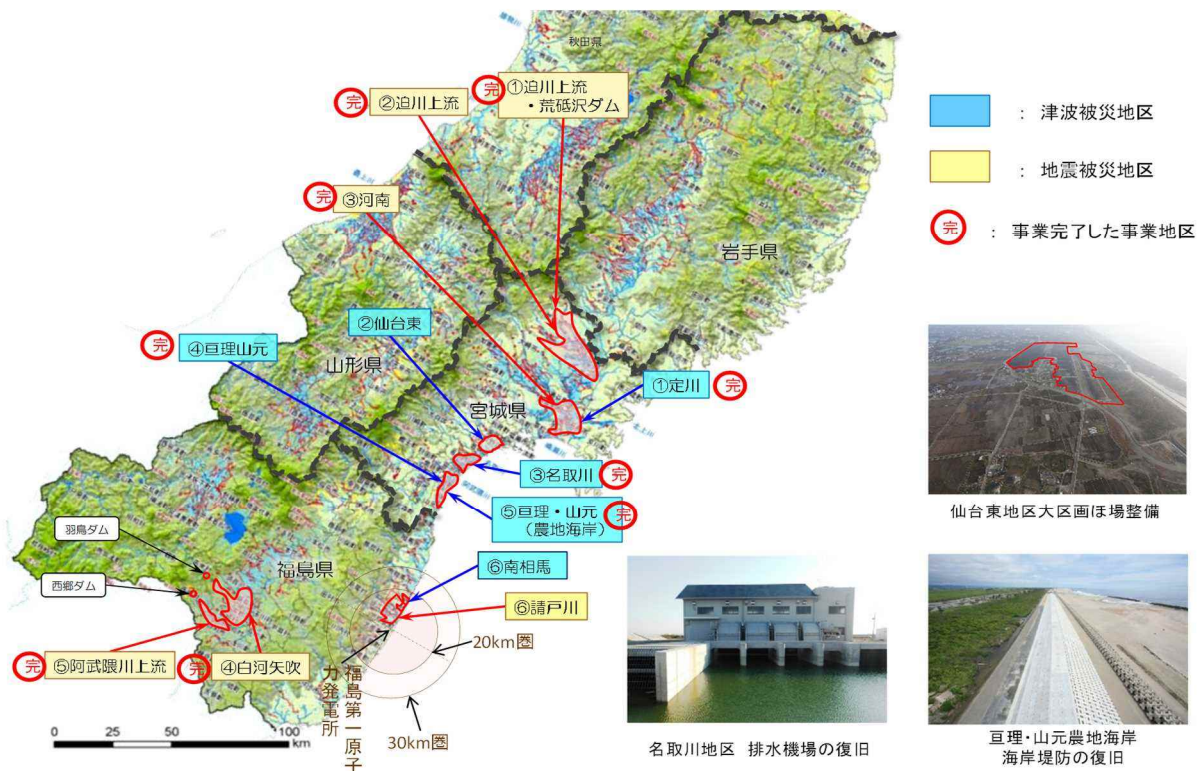
図表1-7 農地の復旧・整備 事業実施地区(令和2(2020)年3月末時点)

津波被災地区	番号	地区名	県名	災害内容	事業費(億円)	備考
	①	定川	宮城県	排水機場 排水路等	28	完了
②	仙台東	宮城県	排水機場	321	実施中	
			排水路等			
			農地復旧			
			除塩			
小計			区画整理	316		
③	名取川	宮城県	排水機場 排水路等	155	完了	
④	亶理山元	宮城県	排水機場 排水路等	123	完了	
⑤	亶理山元 (農地海岸)	宮城県	堤防工 防潮水門等	163	完了	
⑥	南相馬	福島県	排水機場 排水路	173	実施中	
計					1,525	

地震被災地区	番号	地区名	県名	災害内容	事業費(億円)	備考
	①	迫川上流・ 荒砥沢ダム (再度災害復旧)	宮城県	流入工 排泥工		1 完了
②	迫川上流	宮城県	揚水機場 幹線水路		2 完了	
③	河南	宮城県	排水機場 用水路		5 完了	
④	白河矢吹	福島県	羽鳥ダム(堤体) 付帯施設		33 完了	
⑤	阿武隈川上流	福島県	西郷ダム(堤体) 付帯施設		6 完了	
⑥	請戸川	福島県	大柵ダム(堤体) 幹・支線水路		110 実施中	
計					158	

資料：東北農政局作成

- 注：1) 国直轄事業とは、国自らが実施する事業のこと
- 2) 事業費は四捨五入した金額のため、小計と計が一致しない場合がある。



資料：東北農政局作成

事業実施地区の例① 「仙台東地区」ほ場整備事業概要と農地整備状況（令和2（2020）年3月末時点）

- 地区内を27の用水ブロックに区切り、工事計画案及び換地計画原案を確定したうえで、順次、工事を実施
- 平成30年度までに大区画化工事が完了した1,900haで効率的な営農が展開



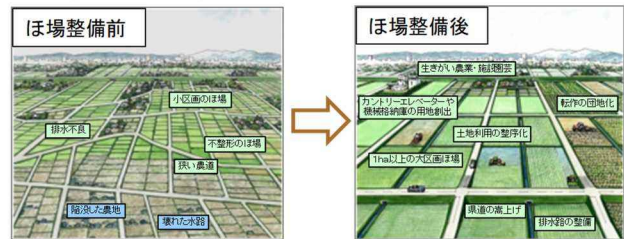
○事業概要

地区面積 : 2,170ha（農地、道路・水路含む）
 主要工事 区画整理 : 1,900ha
 工期（予定） : 平成23年度～令和2年度

・換地区毎に、次のような整備を行う。

換地区別	〈現況の整備状況〉	〈計画（整備方針）〉
高砂換地区	30a区画、パイプライン	→ 90a区画化
七郷換地区	30a区画、開水路	→ 90a区画化、パイプライン化
六郷換地区	10a区画、土水路	→ 1ha区画化、パイプライン化

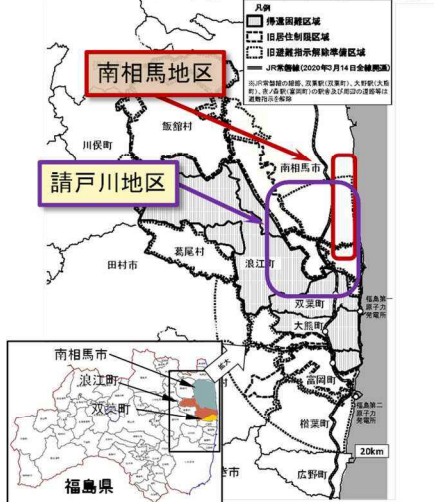
・六郷換地区の整備イメージ図



事業実施地区の例② 福島県内の国直轄災害復旧事業

避難指示区域の概念図

令和2（2020）年3月10日時点



・・・請戸川地区の進め方・・・
 福島復興再生特別措置法に基づく避難解除等区域復興再生計画に即して、避難指示区域の見直し等に応じた段階的な復旧を進めている

○南相馬地区

- ・自治体からの要請を受け、排水機場を国が自治体に代わり復旧
- ・平成25年度から復旧に着手（排水機場8箇所、排水路3路線）
- ・令和2年3月末で排水機場7箇所が稼働、排水路3路線が復旧済み

被災した排水機場



復旧が完了した排水機場



○請戸川地区

- ・請戸川地区（南相馬市、浪江町、双葉町）の営農再開に向けて、農業用水を安定的に供給するため、農業用施設を復旧
- ・平成25年度から復旧に着手（ダム1基、頭首工5箇所、用水路20路線）
- ・平成29年4月から南相馬市小高区へ、平成30年4月から浪江町（一部）への用水供給が再開



資料：東北農政局作成

ウ 食料生産地域再生のための先端技術展開事業の成果

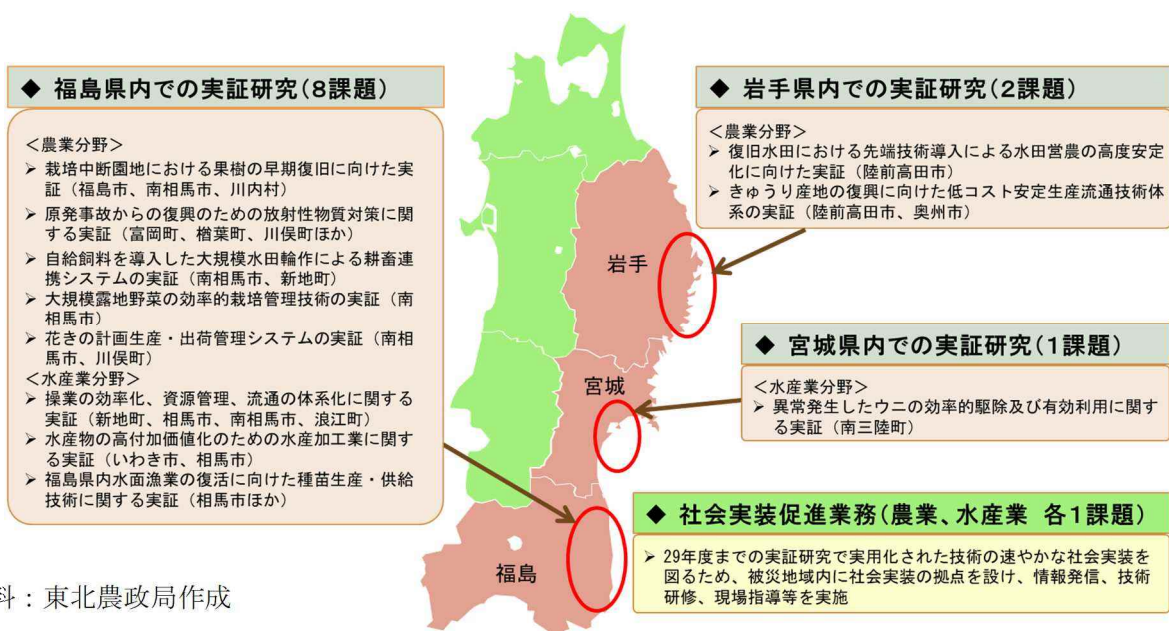
(岩手県、宮城県及び福島県で平成30(2018)年度から13課題を開始)

- 平成23(2011)年度から平成29(2017)年度まで、先端技術を用いて被災地の農業を復興させ、技術革新を通じて成長力ある新たな農業の育成を図るため、「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」(略称：先端プロ)を実施しました(図表1-8)。
- 同事業において、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度まで、新たな状況変化に起因する技術的課題を解決するための実証研究(11課題)及び実用化された技術の速やかな社会実装を図るための社会実装促進業務(農業分野と水産業分野で各1課題)を実施しています(図表1-9)。

図表 1-8 食料生産地域再生のための先端技術展開事業(平成25(2013)～29(2017)年度)

◆ 岩手県 ～中山間・冷涼気候地域における高付加価値型の営農技術実証による復興促進支援～ (3課題)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 鉄コーティング湛水直播による省力化・低コスト化技術並びに直播適性及び地域適用性の高い品種の導入を実証(陸前高田市) ➢ 地域木材を活用した木骨ハウスの開発、木質資源の活用による低コスト暖房技術等を実証(陸前高田市) ➢ ユズ、リンゴ及びブドウにおいて、生産・加工技術を実証(陸前高田市、大槌町)
◆ 宮城県 ～低コスト大規模営農技術を核とした経営力向上による復興促進支援～ (3課題)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ ブラウ耕乾田直播や鉄コーティング湛水直播の技術により、大区画圃場に対応水稲-麦-大豆の2年3作体系等を実証(名取市) ➢ トマト及びいちごの大規模施設栽培において、収益率の倍増を可能とする省力・高品質・多収生産技術の体系化等を実証(山元町) ➢ ぶどう品種「シャインマスカット」において、高収益率(倍増以上)を可能とする生産体系等を実証(山元町)
◆ 福島県 ～放射性物質の影響を受けた地域における早期営農再開への支援～ (4課題)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ トルコギキョウの大規模水耕栽培において、単位面積当たりの所得増加を可能とする生産体系等を実証(いわき市) ➢ 浜通り地域の野菜種苗供給産地の再生に向け、高付加価値苗生産技術を実証(南相馬市) ➢ ナシ・カキ産地の再生に向け、新樹形による早期成園化技術、あんぼ柿の短期生産技術等を実証(福島市、伊達市) ➢ 持続的な酪農経営の再開に向け、放射性物質濃度の低い自給粗飼料の高効率生産体系の構築等の生産・管理技術を実証(福島市)
◆ 水産 (岩手県2課題、宮城県3課題)
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 天然資源への影響を軽減した持続的な漁業・養殖システムの実用化・実証、地域資源を活用した高付加価値型の水産業・水産加工業の実用化・実証(岩手県) ➢ 貝類養殖業の安定化、省コスト・効率化のための実証、サケ科魚類養殖業の安定化、省コスト・効率化のための実証、未利用魚等を活用した水産加工品の開発(宮城県)
◆ 技術・経営診断技術開発
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 開発された先端技術の有効性の評価、経営診断技術の開発、オープンラボを拠点とした情報発信を実施(岩手県、宮城県、福島県)

図表 1-9 食料生産地域再生のための先端技術展開事業(平成30(2018)～令和2(2020)年度)



資料：東北農政局作成

社会実装促進業務「農業分野」

社会実装の取組方策

- 岩手県拠点、宮城県拠点、福島県拠点を設け、それぞれにオープンラボを設置し、成果展示、情報発信（ホームページ）、行政機関との調整、事業の進捗を管理する。農研機構東北農研センターは中核拠点として全体を総括する。
- 展示圃を設置運営し、普及組織・JAと連携して、現地セミナー、研修会、実習を行い導入支援する。

岩手県拠点

- 鉄コーティング湛水直播等の省力化技術
(岩手農研・岩手種苗センター)
普及目標: 1,218ha⇒2,000ha (県下全域)
- イブキ・コウソウ被覆による法面管理の省力化技術
(岩手農研・岩手種苗センター)
普及目標: 16,000㎡⇒30,000㎡ (陸前高田市・山田町・岩泉町・岩手町・西和賀町)
- 施設野菜における環境制御技術(岩手農研)
普及目標: 37経営体、5.8ha (陸前高田市・一関市・盛岡市)
- イチゴの長期どり栽培作型(岩手農研)
普及目標: 5経営体(陸前高田市)
- 醸造用ブドウの省力垣根仕立て栽培技術(岩手農研)
普及目標: 5ヶ所 5ha (陸前高田市・釜石市・花巻市・盛岡市)
- 水稲施設等の高度利用によるパプリカの栽培技術(岩手農研) 普及目標: 1経営体(県下全域)
- 露地キュウリと冬春キャベツによる寒冷地高収益の高収益モデル(岩手農研)
普及目標: 2経営体(県下全域)

宮城県拠点

- 大区画圃場におけるプラウ耕乾田直播
(東北農研・宮城農園研)
普及目標: 460ha⇒1,000ha (名取市・岩沼市・石巻市・東松島市)
- 既存施設を活用した水稲の低コスト栽培技術
(古川農試・宮城農園研)
普及目標: 500ha(名取市他)
- イチゴクラウン温度制御(宮城農園研)
普及目標: 4ha (亶理町・山元町・石巻市・東松島市)
- イチゴにおける総合的病害虫管理(IPM)
(宮城農園研)
普及目標: 20ha (亶理町・山元町・石巻市・東松島市)
- キャベツ等露地野菜の安定生産技術(宮城農園研)
普及目標: 10ha (岩沼市・登米市)
- 水稲育苗ハウスの有効利用技術(宮城農園研)
普及目標: 10経営体 (石巻市・東松島市)
- ブドウ「シャインマスカット」栽培技術(宮城農園研)
普及目標: 5ha(亶理町・山元町)

福島県拠点

- 電照栽培技術による小ギク生産
(福島農総センター)
普及目標: 5ha、70戸 (中通り・浜通り)
- トルコギキョウを核とした花きの周年生産技術
(福島農総センター)
普及目標: 夏秋トルコ+低温性花き1.5ha、30戸 周年水耕栽培: 2戸(中通り・浜通り)
- UV-Bランプ利用による病害抑制技術
(福島農総センター)
普及目標: 5ha、10戸(県下全域)
- ナシの早期成園化技術(福島農総センター)
普及目標: 7.5ha、70戸 (中通り・浜通り)
- 性別別精液による定時人工授精技術
(福島農総センター)
普及目標: 100頭、10戸(県下全域)
- 水稲乾田直播栽培技術(福島農総センター)
普及目標: 80ha(中通り・浜通り)

社会実装促進業務「水産業分野」

社会実装の取組方策

- 岩手県拠点、宮城県拠点、福島県拠点を設け、それぞれにオープンラボを設置し、成果展示、情報発信（webページ）、行政機関との調整、事業の進捗を管理する。水産研究・教育機構は全体を総括すると共に各県への支援を行う。
- 社会実装にかかる技術改良を進めながら、普及実用化支援組織及び市町村と連携して、現地報告会や研修会等を行い導入支援する。

岩手県拠点

- アワビ種苗生産効率化技術の普及
(岩手県水産技術センター)
普及目標: アワビ種苗生産施設4カ所導入 (陸前高田市・大船渡市・宮古市)
- アワビ漁獲データに基づいた資源管理技術の普及
(岩手県水産技術センター)
普及目標: 漁協4カ所導入 (大船渡市・宮古市・洋野町)
- 資源有効利用食品の普及
(岩手県水産技術センター)
普及目標: 企業1社導入(釜石市)
- 岩手県で実施した漁業漁村型実証事業成果の普及
(岩手県水産技術センター)

宮城県拠点

- マガキ幼生同定手法、シングルシート生産方法、未産卵一粒カキ・潮間帯干出力カキの養殖技術
(宮城県水産技術総合センター他)
普及目標: 3地区以上導入、8万個以上生産・販売 (石巻市・東松島市・南三陸町)
- 高成長ギンザケ生産技術及び養殖ギンザケの重要疾病の防除対策技術体系
(宮城県水産技術総合センター他)
普及目標: 高成長系稚魚5トン出荷、発眼卵20万粒生産、感染履歴検査を12経営体で実施 (南三陸町他)
- ツノナシオキアミの自己消化酵素を利用した魚味噌製造技術体系
(宮城県水産技術総合センター他)
普及目標: 企業2社導入(気仙沼市)
- 宮城県で実施した漁業漁村型実証事業成果の普及
(宮城県水産技術総合センター)

福島県拠点

- 操業の効率化、資源管理、流通の体系化に関する実証研究
(福島県水産海洋研究センター他)
(相馬地域・いわき地域)
- 水産物の高付加価値化のための水産加工業に関する実証研究
(福島県水産海洋研究センター他)
(相馬地域・いわき地域)
- 福島県内水面漁業の復活に向けた種苗生産・供給技術に関する実証研究
(福島県内水面水産試験場他)
(県内漁業権漁場・内水面養殖業者)

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響と復旧・復興に向けた取組
ア 農業分野における放射性物質対策

(検査、農地除染、営農再開及び被災地産食品の販売促進等の対策を実施)

- 農業分野における放射性物質関連対策として、農産物の安全確保（放射性セシウム濃度の検査等）、農地の除染・汚染物質対策（技術の開発・実証等）、廃棄物の保管・処理、関連対策（避難区域等における営農再開支援等）及び被災地産食品の利用・販売について、福島県や関係機関と連携しながら推進しています（図表 1-10）。

図表 1-10 農業分野における放射性物質関連対策の概要

農産物の安全確保	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 31年産米の作付等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 31年産米の作付制限等については、「27年産以降の米の作付等に関する方針」（平成27(2015)年2月27日）に基づき設定 ・ 福島県内の関係市町村の意向を踏まえ確定した避難指示区域等における31年産米の「作付制限」、「農地保全・試験栽培」、「作付再開準備」及び「全量生産出荷管理」の対象地域を公表（平成31(2019)年3月6日） ➢ 放射性セシウムの低減対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米：カリ施肥による放射性セシウムの吸収抑制対策を実施 ・ 果樹・茶：粗皮削り、樹体洗浄、剪定・整枝等の徹底を指導 ➢ 農産物の放射性セシウム濃度の検査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査に必要な機器を無償貸与により支援 ・ 令和元年度農産物放射性セシウム濃度の検査においては、米、麦、大豆、そば、野菜及び果実について、令和2(2020)年3月31日現在基準値超過なし。野生きのこ・山菜類（乾燥しいたけ、乾燥わらびを除く）で48点の基準値超過（東北管内）。 	 <p>ベルトコンベア式検査機による米の全袋検査</p>  <p>果樹の樹体洗浄の様子</p>  <p>米の作付制限区域の試験ほ場</p>
農地等の除染・汚染物質対策	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農地の除染技術の開発・実証(福島県) <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県飯舘村、川俣町にて、農地除染技術を工事レベルで実証 ・ 除染した農地で、除染効果確認のため水稲及び野菜類を作付 ・ 水路について、福島県からの要請を受け、除染対象となるよう環境省との協議を進めた結果、除染対象として明確化(平成24(2012)年12月) ・ ため池等農業水利施設の汚染の実態調査・分析を踏まえて技術マニュアルを策定(平成28(2016)年3月[第2版] (平成29年3月追補)) ➢ 牧草地の移行低減対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 反転耕等により、利用自粛となっている牧草地の移行低減対策を実施 	 <p>表土削り取りの様子</p>  <p>プラウによる反転耕の様子</p>
廃棄物の保管・処理	関連対策
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 汚染稲わら、たい肥等の保管・処理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中間処理・最終処分までの間、汚染稲わら等の一時保管を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 避難区域等における営農再開支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 除染終了後から営農再開までの農地の保全管理、鳥獣被害対策、営農再開に向けた作付実証等を支援（福島県営農再開支援事業） ・ 営農再開等を行うために必要な機械、施設や家畜の導入を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業・福島再生加速化交付金）
被災地産食品の利用・販売の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「食べて応援しよう！」 ➢ 福島県産農産物のブランド力回復等に係る支援 ➢ 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る諸外国への輸出に関する証明書発行 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 放射性物質の吸収抑制対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援（東日本大震災農業生産対策交付金、福島県営農再開支援事業）

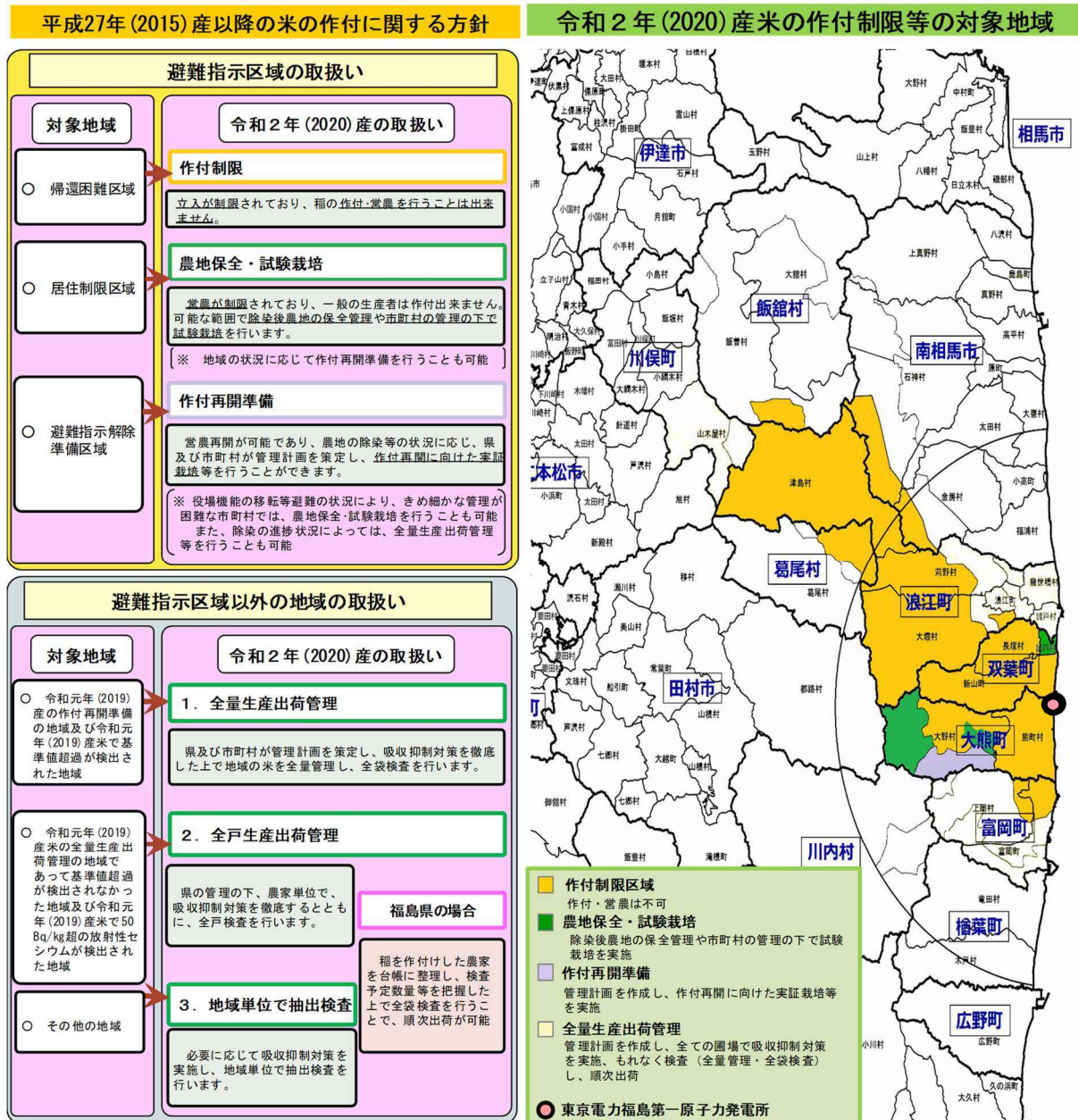
資料：東北農政局作成

イ 米の安全確保

(米の安全確保に向け、きめ細かい検査や作付制限等を実施)

- 米の安全確保に向けて、除染、カリ施肥等による吸収抑制対策とともに、きめ細かい検査により、基準値を超過する米が流通しないよう取り組まれています。
- 令和2(2020)年産の作付制限等は、「27年産以降の米の作付等に関する方針」(平成27(2015)年2月27日)に基づき行われています。
- また、避難指示区域等においては、令和2(2020)年産米の「作付制限」、「農地保全・試験栽培」、「作付再開準備」及び「全量生産出荷管理」の対象地域が公表されています。

図表 1-11 米の安全確保 一米の作付に関する方針、米の作付制限等の対象地域



資料：東北農政局作成

ウ 果実の安全確保

(放射性物質の低減対策や収穫後の検査等を実施)

- 果実の安全確保に向けて、放射性物質の低減対策（粗皮削り、樹体洗浄、剪定・整枝等）とともに、モニタリング検査が継続して行われています。この結果、令和元(2019)年において基準値を超過する果実は発生していません。
- あんぽ柿については、平成23(2011)年及び平成24(2012)年に加工自粛しましたが、GAPの導入、幼果期検査による安全な原料柿の確保やあんぽ柿製品の出荷前の検査により安全性を確保することにより、平成25(2013)年から出荷再開され、出荷量も徐々に回復しておりますが、令和元(2019)年度においては、台風19号の水害等により震災前の約8割に留まりました（図表1-12）。

図表 1-12 果実の安全確保 —放射性物質の低減対策、放射性物質検査—

放射性物質の低減対策の取組

果樹の樹体粗皮削りと高圧洗浄等

果樹については、樹体に付着した放射性セシウムの影響が大きいと考えられており、樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体洗浄等により、樹体表面の放射性セシウムを除去



粗皮削り



高圧洗浄



高圧洗浄の前後(かき)

福島あんぽ柿の産地再生の取組 (R2年度出荷目標 1,300t)※福島県あんぽ柿産地振興協会の取組



幼果期検査による安全な原料柿の確保



2市2町※での加工（GAPに基づいた衛生管理の徹底）※2市2町：福島市、伊達市、桑折町、国見町



全量非破壊検査



出荷

H23年度の対策
(加工自粛)
1 除染
①樹体洗浄
②強剪定
(樹高切り下げ)

H24年度の対策
(加工自粛)
1 原材料の汚染状態把握
①全戸の原料柿を検査
②樹体内の移行確認
③強剪定の効果確認
④干し場の除染方法を検討
2 非破壊検査機を活用した検査の予備検討

H25年度以降
(出荷再開)
1 安全な原料柿の確保
①全戸幼果検査の実施により加工再開モデル地区を設定
②加工再開モデル地区の拡大 (H25年度：23地区 ⇒ H28年度：108地区へ)
③平成29年度以降、2市2町全域に拡大。
2 非破壊検査機による製品の全量検査の実施・出荷
①H25年度～H27年度はトレー入り包装製品に限定
②H28年度から個包装製品の出荷再開
3 農業生産工程管理 (GAP) 導入
4 あんぽ柿加工選別包装施設「あんぽ工房みらい」(JAふくしま未来)の整備 (H28年)

出荷量の推移
(平成22年産出荷量1,423t)
平成25年産 200t
平成26年産 500t
平成27年産 907t
平成28年産 1,154t
平成29年産 1,208t
平成30年産 1,314t
令和元年産 1,090t
(震災前の77%)




資料：東北農政局作成

エ 畜産物の安全確保

(基準に沿った飼養管理や放射性物質の移行低減対策等を実施)

- 畜産物の安全確保に向けて、食品中の放射性物質の基準値（食肉 100Bq/kg、牛乳 50Bq/kg）を超えた畜産物が流通しないよう、飼料の暫定許容値が定められ、これに合わせた飼養管理（暫定許容値以下の飼料の給与等）、牧草地の除染や移行低減対策の推進、牧草等のモニタリング調査等が行われています（図表 1-13）。
- また、被災3県で除染等が必要だった約3万3,000haの牧草地については、平成30(2018)年8月までに約9割の約3万1,000haの除染等が完了し、急傾斜地や石礫の多い牧草地でも一部除染等が行われています。

図表 1-13 畜産物の安全確保

<p>家畜の飼養管理等の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料中の放射性物質の暫定許容値（牛用飼料は100Bq/kg）以下の飼料のみが利用されるよう、飼料作物や稲わら等のモニタリング調査を実施 ・ 適切な飼養管理の徹底により、安全な畜産物の出荷体制を構築 	<p>放射性物質検査の体制（令和2年3月末時点）</p> <p>牛肉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手、宮城、福島の3県では、出荷に当たり全頭・全戸検査を実施 <p>乳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県では、定期的に検査を実施 <p>「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（令和2年3月23日 原子力災害対策本部）及び関係各県の出荷・検査方針による なお、牛肉については、一定の要件を満たすものは検査を要しないこととされたことから、全頭検査から抽出検査へ移行の予定</p>
<p>放射性物質の汚染濃度や草地の状況に応じた移行低減対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 牧草への移行低減を反転耕等により推進 ・ 急傾斜地用の無線トラクターや石礫処理のためのストーンクラッシャーも活用 ・ 除染後に生産された牧草の安全性を確認のうえ、牧草の利用自粛を解除  <p>傾斜地向けの無線トラクターと開発されたローラー</p>  <p>石礫を破砕するストーンクラッシャー</p>	<p>永年生牧草地における除染等の後の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌診断の結果に基づいたカリの施肥を行い、土壌中の交換性カリウムの濃度を30~40mg/100gに維持することが放射性物質の吸収抑制対策として有効 ・ カリの施肥後に生産される牧草のカリウム濃度が高い場合、牛の病気で周産期病（乳熱やダウンー症候群等）やグラスタニー（血液中のマグネシウムの濃度が低下することによる神経症状）の原因となる可能性があることから、牧草中のミネラル濃度の確認や、給与量の調整、飼料の急激な切替えを行わない等の対応が必要

資料：東北農政局作成

(3) 原子力被災 12 市町村の営農再開に向けた支援等

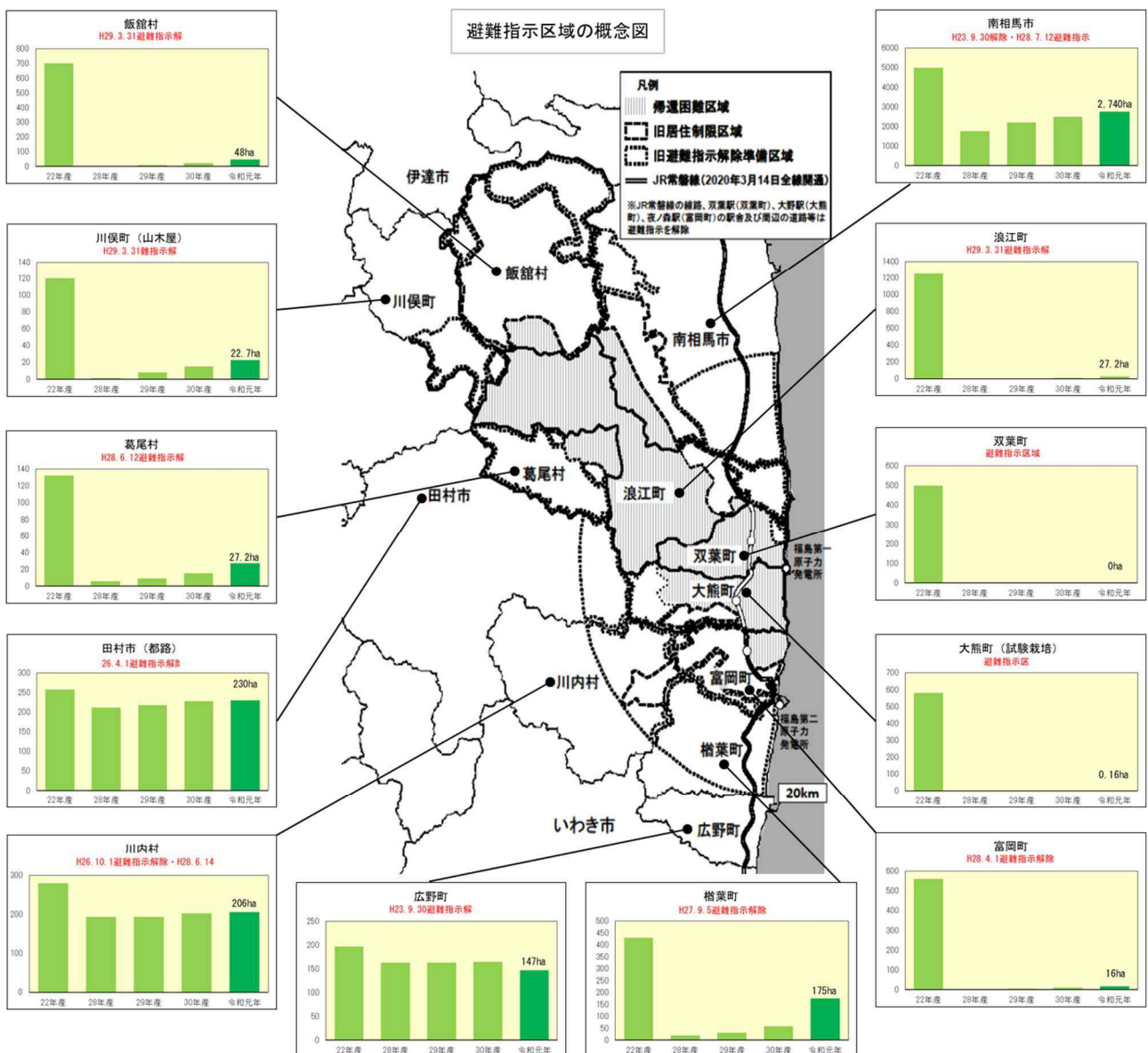
ア 水稲作付面積の年次別推移

(市町村等の意向を確認しながら、営農再開に向けて条件整備)

- 避難指示解除区域等の営農再開に向けて、農地、農業用施設の復旧等が行われています。

また、農業者の帰還の度合いに応じ、営農再開状況にばらつきはあるものの、市町村や農業者の意向を確認しながら、農地の大区画化や集積、施設・機械の整備等、営農再開に向けての支援が行われています(図表 1-14)。

図表 1-14 被災 12 市町村における水稲作付面積の年次別推移(営農再開状況)



資料：水稲作付面積については、市町村からの聞き取りを基に東北農政局作成(令和元(2019)年9月末現在)
 注：大熊町の一部の避難指示解除準備区域及び居住制限区域は平成31年4月10日に解除

イ 原子力被災12市町村の営農再開状況

^{みなみそうまし} ^{ならはまち}
(南相馬市、檜葉町などで、米の作付けが拡大)

○ このような中で、令和元(2019)年度においては、^{みなみそうまし} ^{ならはまち}南相馬市、檜葉町を中心に約3,600ha(※1)まで米の作付けが拡大されました。その他の地域でも、米や花き、野菜等が栽培され、営農再開が進められています(図表1-15)。

※1：^{みなみそうまし}南相馬市では市内全域で水稲の作付け制限を実施したことから、水稲の作付面積(3,600ha)には南相馬市全体の水稲作付再開面積を含む(図表1-15※2)。

図表 1-15 避難指示区域見直し後の営農再開状況

市町村名	水稲(令和元(2019)年度の作付面積)	その他の品目(令和元(2019)年度の作付面積、飼養状況)
^{みなみそうまし} 南相馬市 (小高区)	南相馬市全体：約2,740ha(※2) 水稲：102.2ha (主食用50.4ha、飼料用42.2ha、 備蓄7.7ha、酒造用1.9ha)	・大豆 38.4ha ・大麦 7ha ・野菜：たまねぎ 2ha、プロッコリー 15.3ha、うど 1ha等 ・花き：ストック、小菊、トルコギキョウ、りんどう等 27a ・なたね 22ha ・綿花 9a ・飼料作物：牧草、デントコーン 59.1ha(※実証栽培含む) ・畜産：和牛繁殖(1戸)、養豚(1事業者)
^{たむらし} 田村市 ^{みやこ} 都路	水稲：230ha (主食用125ha、飼料用45ha、備蓄18ha、 WCS42ha)	・野菜：トマト 90a、ピーマン 30a、いんげん 20a、なす 20a、ふきのとう 30a等 ・果樹：ギンナン 3ha ・花き：りんどう 30a(1グループ)、小菊 10a ・えごま 30a ・畜産：和牛繁殖(39戸・2事業者)、肉用牛肥育(1事業者)、養豚(1事業者) 養鶏(1事業者)
^{ひろのまち} 広野町	水稲：147ha (主食用104ha、飼料用36ha、備蓄7ha)	・大豆 2.4ha ・小麦 6.2ha ・そば 4.7ha ・野菜：たまねぎ 60a ・果樹：バナナ 8a ・飼料作物：牧草 2.3ha ・畜産：和牛繁殖(1戸)、肉用牛肥育(1事業者)
^{かわうちむら} 川内村	水稲：約206ha (主食用119ha、飼料用86ha、備蓄1ha)	・そば 51ha ・小麦 1ha ・野菜：リーフレタス等 1ha、たらのめ 7ha ・果樹：ワイン用ぶどう 3ha、ハウスぶどう 30a、ブルーベリー 50a、くり 1.2ha ・花き：りんどう、トルコギキョウ、小菊等 70a ・えごま 10ha ・飼料作物：牧草 54ha ・畜産：酪農(1戸)、和牛繁殖(8戸)、養豚(1事業者)
^{ならはまち} 檜葉町	水稲：約175ha (主食用104.9ha、飼料用43.2ha、 備蓄23.1ha、WCS2.9ha、輸出用1ha)	・野菜：さつまいも 31ha、たまねぎ 3.9ha ・花き：トルコギキョウ、ストック等 50a ・果樹：ゆず 40a ・飼料作物：牧草 19.4ha ・畜産：和牛繁殖(3戸)、酪農(1戸)
^{かわらむら} 葛尾村	水稲：27.2ha (主食用20.6ha、飼料用米6.6ha)	・そば 4.7ha ・大豆 1.5ha ・えごま 70a ・花き：コショウラン(1事業者)、トルコギキョウ(3戸)、小菊 30a ・飼料作物：デントコーン 15ha(1事業者) ・畜産：和牛繁殖(11戸・2事業者)、肉用牛肥育(1事業者)、 酪農(1事業者)、養鶏(1事業者)、めん羊(1事業者)
^{とみのかまち} 富岡町	水稲：約16ha (主食用15.2ha、飼料用0.8ha)	・そば 50a ・野菜：たまねぎ 3.6ha、たらのめ 10a ・果樹：ワイン用ぶどう 60a、オリーブ 10a等 ・花き：トルコギキョウ・ストック 4a ・飼料作物：子実用とうもろこし 90a、ソルガム 1ha
^{かわらむら} 川俣町 ^{やまきや} 山木屋	水稲：22.7ha (主食用22.2ha、飼料用0.5ha)	・そば 7.8ha ・花き：トルコギキョウ 1.9ha(栽培グループ等)、小菊 2ha、アンズリウム 90a ・飼料作物：牧草 47.2ha、デントコーン 42.4ha(1事業者) ・畜産：和牛繁殖(1戸)、養豚(1事業者)、養鶏(1事業者)、 乳用牛育成(1戸)
^{いいたてむら} 飯館村	水稲：約48ha (WCS稲を含む)	・そば 12.9ha ・野菜：各種野菜 60a、イチゴ施設栽培 40a(夏秋) ・果樹：ギンナン 60a、ブルーベリー 2a ・花き：カスミソウ等 2.4ha ・飼料作物：牧草 2.4ha ・葉たばこ 60a ・畜産：和牛繁殖(7戸 ※飼養実証1戸含む)、乳用牛育成(1事業者)、 養豚(1事業者)
^{なみえまち} 浪江町	水稲：27.2ha (主食用25.6ha、飼料用1.6ha)	・大豆 9a ・小豆 6a ・いんげん豆 20a ・野菜：たまねぎ 5.1ha、長ねぎ 30a、 カボチャ 30a、きゅうり 20a、はくさい 10a、パパイア 3a、 たらのめ 40a等 ・果樹：ユズミカン 60a、ぶどう 10a、ブルーベリー 3a ・花き：トルコギキョウ 2.3ha、ストック 2.1ha、花木 1.9ha、小菊 10a、 アスター 7a ・えごま 4.7ha ・オリーブ 1.4ha ・飼料作物：牧草 1.4ha ・景観：ひまわり 2.2ha
^{おおくままち} 大熊町	【実証栽培】 水稲：16a	・地力増進：ヘアリーベッチ等 1.5ha ・景観：ひまわり 2ha
^{ふたばまち} 双葉町		【試験栽培】 ・結球野菜・非結球野菜(キャベツ、ほうれん草等) 6a

資料：市町村からの聞き取りを基に東北農政局作成(令和元(2019)年9月末現在)

注：表は、避難指示区域の見直し時期が早い市町村順に表記(帰還困難区域を除く。)

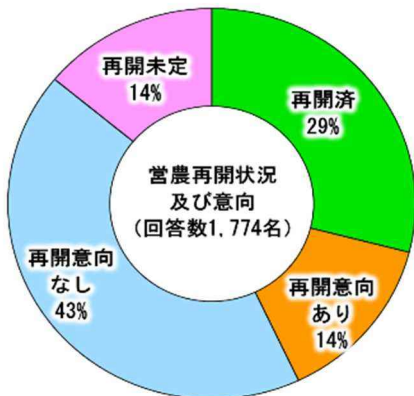
ウ 関係機関が連携した営農再開推進チームの取組状況

(被災農業者への個別訪問を実施)

- 平成29(2017)年4月より、福島相双復興官民合同チーム営農再開グループは被災農業者への個別訪問に取り組んでいます。
- 原子力被災12市町村の農業者を同グループが訪問し農業者の状況及び意向等を確認したところ、「再開済」「再開意向あり」と回答した農業者は43%となっています(図表1-16)。
- また、営農再開済農業者が最も多く挙げた課題は、農業機械・施設・家畜・新規作物等の導入等となっています(図表1-17)。

※「福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ」とは
 東北農政局、福島県及び公益社団法人福島相双復興推進機構の3機関が連携して農業者訪問活動や支援を実施するもの

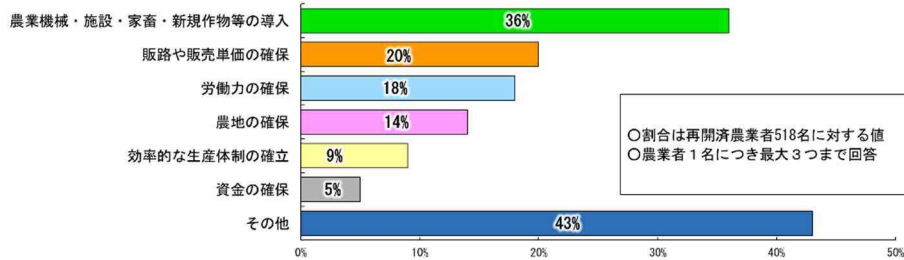
図表 1-16 営農再開状況及び意向(平成29(2017)年4月～令和元(2019)年12月まで)



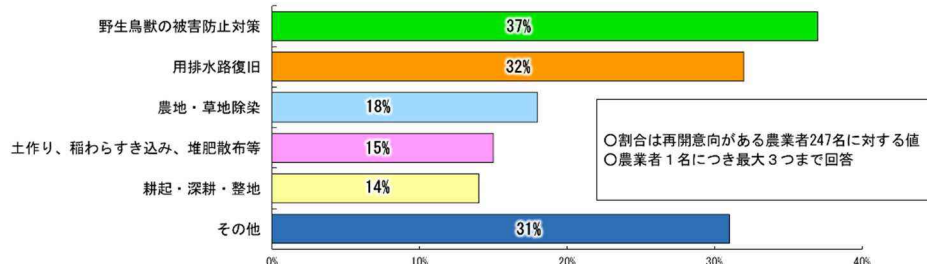
資料: 福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果概要」を基に東北農政局作成

図表 1-17 「再開済」「再開意向あり」と回答した農業者の課題(平成29(2017)年4月～令和元(2019)年12月まで)

再開済農業者の課題(複数回答)



再開意向がある農業者の課題(複数回答)



資料: 福島相双復興官民合同チーム営農再開グループ「原子力被災12市町村における農業者個別訪問活動結果概要」を基に東北農政局作成

(4) 被災地産食品の利用・販売促進に向けた動き

(被災地復興を目的としたイベントや福島県産品の斡旋・販売を実施)

東北農政局では「食べて応援しよう！」の取組の一環として、岩手県、宮城県及び福島県の農林漁業者及び食品事業者等が農林水産物や加工食品などを販売する場の提供や被災地復興に理解を深めるイベント「食べて応援しよう！ in 仙台」を平成28(2016)年度から開催しています。第4回の令和元(2019)年度は新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、延期となりました(図表1-18)。

また、福島県産の農林水産物等の風評払拭を目的として、東北農政局等職員に斡旋・販売する「食べて応援しよう！」を実施しています。令和元(2019)年度は相双地域で生産された米を原料に製造された日本酒を斡旋・販売しました(図表1-19)。

※「食べて応援しよう！」とは

被災地域やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・加工食品(被災地産食品)を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動のこと

図表 1-18 食べて応援しよう！ in 仙台 (第3回)



会場の様子



「食の応援大使」みちのく仙台ORI☆姫隊によるステージパフォーマンス

図表 1-19 東北農政局等職員への斡旋・販売産品(平成27(2015)年度から令和元(2019)年度)

- ・りんごジュース及びごぼうチップス
- ・福島県産カタログギフト商品
- ・農業女子プロジェクトメンバーが生産した福島産桃
- ・相双地域で生産された米を原料として製造された日本酒



資料：東北農政局作成

(5) 原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の動向

(香港、中国、台湾及び韓国等で続く輸入停止措置)

- 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、令和元(2019)年度は3の国・地域で完全撤廃、7の国・地域で一部品目の規制緩和がされました。これに伴い、米国向け宮城県及び岩手県産牛肉の輸入停止が解除され、コンゴ民主共和国、ブルネイ及びフィリピン向け輸出の際の証明書等が不要になりました(図表1-20)。
- 原発事故に伴い規制を受けた54の国・地域のうち、令和2(2020)年3月までに34の国で輸入規制が撤廃されましたが、まだ20の国・地域(香港、中国、台湾、韓国等)で規制が継続されています(図表1-21)。
- 輸入停止措置を講じている国・地域は、日本の農林水産物・食品の輸出額の上位を占めています(図表1-22)。

図表 1-20 令和元(2019)年度に輸入規制撤廃又は緩和された品目

撤廃又は緩和の年月	輸出先国・地域	東北地域の規制撤廃又は緩和の主な内容
2019年4月	米国	岩手県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイの輸入停止を解除
5月	フィリピン	福島県産ヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴの輸入停止を放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
6月	コンゴ民主共和国	輸入規制撤廃(放射性物質検査証明書の添付が不要)
7月	UAE	検査報告書の対象品目である福島県産の全ての食品、飼料を水産物、野生鳥獣肉のみに縮小
9月	米国	福島県産ムラソイ、カサゴの輸入停止を解除
10月	マカオ	宮城県産の野菜、果物、乳製品の輸入停止を商工会議所のサイン証明で輸入可能に、食肉、卵、水産物等について放射性物質検査報告書の添付を商工会議所のサイン証明に変更、山形県産の野菜、果物、乳製品等について放射性物質検査報告書の添付が不要
〃	ブルネイ	輸入規制撤廃(福島県産の放射性物質検査証明書、福島県産以外の産地証明書の添付が不要)
11月	EU※	福島県産の大豆、宮城県及び岩手県産の水産物を検査証明対象から除外等の検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目を縮小
〃	米国	宮城県産アユ(養殖を除く)の輸入停止を解除
2020年1月	シンガポール	福島県の林産物、水産物、福島県7市町村の全食品の輸入停止を産地証明及び放射性物質検査報告書の添付を条件に解除
〃	米国	岩手県産クロダイ、福島県産ビノスガイの輸入停止を解除
〃	フィリピン	輸入規制撤廃(福島県産の放射性物質検査報告書、福島県産以外の産地証明書の添付が不要)
1~2月	インドネシア	水産物、養殖用薬品、エサについて検査証明対象から除外、宮城県及び山形県産を除く加工食品について検査報告書の対象から除外

資料：農林水産省食料産業局「農林水産物・食品の輸出促進について」
(令和2(2020)年3月末現在)

注：スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

図表 1-21 原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃（34）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン
事故後の輸入規制を継続（20）	一部都県等を対象に輸入停止（6）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求（13）	E U及び英国、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア、レバノン、アラブ首長国連邦、エジプト、モロッコ
	自国での検査強化（1）	イスラエル

資料：農林水産省食料産業局「農林水産物・食品の輸出促進について」（令和2(2020)年3月末現在）

図表 1-22 原発事故に伴い輸入停止措置等を講じている国・地域

輸出先国・地域	輸出額(2019年) ※括弧内は全輸出額に占める割合	停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,037億円(22.3%)	福島県	野菜、果実、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,537億円(16.9%)	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県	全ての食品、飼料
		新潟県	コメを除く食品、飼料
米国	1,238億円(13.6%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	904億円(9.9%)	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	全ての食品(酒類を除く)
韓国	501億円(5.5%)	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県	水産物

資料：農林水産省食料産業局「農林水産物・食品の輸出促進について」（令和2(2020)年3月末現在、輸出実績は2019年確定値）

注：中国は「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」（これらの加工品も含む）について、放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

3. 新型コロナウイルスへの対応

(1) 東北地方における情勢

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い社会経済や国民生活等に甚大な影響)

- 令和元(2019)年12月に中国で確認された新型コロナウイルスは、世界各地に拡大し、令和2(2020)年1月15日に日本国内での初感染者、2月29日には宮城県において東北初となる感染者が確認されました。
- 東北地方においても、政府の決定に従い小中学校等の臨時休校やイベント等の自粛、外国人労働者の入国制限等により、農林水産物の需要減少や生産現場における労働力不足等、農業・食品産業に様々な影響が発生しました。
- このため、東北農政局は、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策や、農林水産省が策定した農業者や食品産業事業者等の事業継続に関するガイドラインの周知等を行い、生産基盤の維持・継続と需要の喚起に取り組みました(図表1-23)。

図表 1-23 新型コロナウイルスに関する動き

令和元(2019)年

12月	中華人民共和国湖北省武漢市において、原因となる病原体が特定されていない肺炎の発生が複数報告
-----	-----------------------------------------------

令和2(2020)年

1月	15日	国内において新型コロナウイルス感染者を初めて確認
2月	5日	横浜港に停泊していた豪華客船「ダイヤモンド・プリンセス号」の乗客乗員に感染が判明
	13日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」取りまとめ
	18日	「新型コロナウイルスに関する東北農政局対策本部」を設置
	25日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
	27日	政府対策本部「全国の小中高校、特別支援学校の2日から春休みまでの臨時休校」を要請
	29日	宮城県仙台市において新型コロナウイルス感染者を初めて確認(「ダイヤモンド・プリンセス号」乗客)
3月	6日	秋田県において新型コロナウイルス感染者を初めて確認(「ダイヤモンド・プリンセス号」乗客) 東北農政局に新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口を設置
	7日	福島県において新型コロナウイルス感染者を初めて確認(「ダイヤモンド・プリンセス号」乗客)
	10日	政府対策本部「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」取りまとめ
	13日	農林水産省所管業種における「新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」取りまとめ・公表
	19日	東北農政局「和牛・牛乳・花いっぱいプロジェクト」を実施
	23日	青森県において新型コロナウイルス感染者を初めて確認
	24日	東京五輪・パラリンピック1年程度延期を決定
	31日	山形県において新型コロナウイルス感染者を初めて確認

資料：東北農政局作成

(2) 東北地方の農業及び食品産業への影響

(農業及び食品産業に様々な影響が発生)

- 学校給食用牛乳の製造中止
小中学校等の臨時休校に伴い、急きょ、学校給食用に出荷が予定されていた生乳を乳製品に仕向け変更する調整が生産者団体で行われました。このことは、酪農家が受け取る乳代を下げる要因となりました。
- 花き、牛肉、地鶏等の需要減少と価格低迷
 - ・卒入学式や冠婚葬祭の中止に伴い、洋花（ストック、バラ等）を中心に需要が減少したことから価格低下や取扱量が減少しました。
 - ・外出自粛に伴い、首都圏での飲食店での需要が減少したことから枝肉価格及び和子牛価格が大幅に低下しました。また、地鶏も同様に外食需要の減少により在庫量が大幅に増加しました。
- 農泊のキャンセル
農泊地域における宿泊等のキャンセルが発生しました。また、受け入れる農家側も感染への不安が根強く受入れを見合わせるケースも発生しました。
- 観光農園の入園中止
予約がキャンセルとなったり客の受入れを自粛せざるを得ないなど、休園を余儀なくされた観光果樹園が多数発生しました。
- 外国人技能実習生の受入れ停滞による労働力不足
入国制限等により各国からの外国人技能実習生の受入れの見通しが立たなくなったり、日本に戻れない事案が発生し深刻な人手不足となりました。

(3) 東北農政局の取組

(消費拡大に向けた取組を実施)

- 政府による「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」
政府は2度にわたり、緊急対応策を決定しました。これを受け農林水産省は、農林漁業者への公庫等による資金繰り支援を行いました。特に、第2弾対策においては、学校給食休止への対応として、農業者及び食品事業者へのきめ細かい各種支援を行うことを決定しました。
- 食料のサプライチェーン全般にわたる事業継続のためのガイドラインの周知
国民への食料の供給を継続的に行うため、令和2(2020)年3月13日に策定された「新型コロナウイルス感染者が発生した際の事業継続に関するガイドライン」の周知を行いました。
- 相談窓口の設置
農業者や食品産業事業者等からの相談に対応するため、令和2(2020)年3月6日、東北農政局企画調整室に「新型コロナウイルス感染症に係る相談窓口」を設置しました。
- 食品の流通・販売状況の把握
販売小売店舗に対し、買いだめ、買い急ぎ、売惜しみの状況を把握するため、東北農政局の監視職員による巡回を実施しました。
- 「いっぱいプロジェクト」の実施
学校給食の休止やイベントの自粛等の影響で需要が減少した地元産の「和牛」「牛乳」「花」について、消費拡大に向けた取組として「いっぱいプロジェクト」を立ち上げ、令和2(2020)年3月23日～4月3日の間、消費者コーナーにおいて東北各県の銘柄牛や花きの紹介、牛乳・乳製品を使ったレシピ等を特別展示しました。また、仙台合同庁舎玄関フロア等に東北の花を展示したり、東北農政局職員による肉、牛乳・乳製品、花を購入する取組を実施しました(図表1-24)。

表 1-24 いっぱいプロジェクト及び消費者コーナーの特別展示



お腹いっぱい
(各県銘柄牛)

東北農政局 お腹
和牛いっぱいプロジェクト

東北には多くの和牛の銘柄があり、地域の有力な農業となっています

その和牛が、いま大ピンチです
新型コロナウイルス感染症の影響で、お得意様である飲食店やホテルなどの需要が大きく減少しています
インパウンドの減少やイベント自粛も大きく影響しています
行き場を失った和牛肉が在庫となって積み上がっています
価格も農家の再生産が可能な水準を下回っています

消費者の皆さんにお願いです
ご自宅で、東北の和牛肉を楽しんでいただくと助かります
東北の和牛産地の応援をお願いします

和牛の枝肉価格 (去勢・A4規格)



資料：東北農政局作成「仙台食肉市場」日本食肉流通協会「食肉の流通」を参照



も〜ういっぱい
(大きな牛乳パック)

東北農政局 も〜う
牛乳いっぱいプロジェクト

農林水産省 日本の牛乳を救う「プラスワンプロジェクト」

いま酪農家が困っています

春はいっぱい乳が搾れる季節なのに、新型コロナウイルス感染予防の関係で学校やカフェなどのお休みが続き、消費が大きく減少しています

牛の乳搾りは、牛が病気になるのを防ぐためにも急に止めることはできません

消費者の皆さんにお願いです。
普段より、もう1パック多く牛乳やヨーグルトを買っていただくと、助かります
搾った乳が行き場を失ったりしないよう、応援をお願いします

生乳生産量(搾った乳の量)と季節の関係



お部屋いっぱい
(葛尾村の胡蝶蘭)

東北農政局
花いっぱいプロジェクト

東北は、全国有数のお花の産地です
その消費量も、全国でトップクラスであり産地の生産を支えています
そのお花の産地が、新型コロナウイルス感染症によりイベントが延期や中止になった影響で、お花の需要が大きく減少し、大打撃を受けています
また、生産現場では行き場を失い出荷することができずに廃棄になるお花がたくさんあり、生産者さんも月極込めて育てたお花が誰の目にも触れられないまま捨てられる状況に心を痛めています

消費者の皆さんにお願いです

花には、心を癒す、季節感を醸す、部屋が華やか、心が豊かになるなど様々な魅力・効力があります
職場の机の上や食卓の上、部屋のどこでも、飾るための器も何でもよいんです
花を飾ってみませんか？
身近な人に、目頃伝えられない気持ちを花と一緒に伝えるのも素敵なことです
花を贈ってみませんか？



切り花類の価格推移



資料：日経INDEX(日本農業新聞「各産地花卉」部より) 平年比：過去5年間の平均値を100とした場合の値 切り花の価格変動：平年比50%以下を価格低下と判定し赤字表示 注：グラフの3月の山はお彼岸時期、4月の山は母の日需要のあった時期です

東北地域
ふるさと納税
返礼品カタログ

ふるさとと納税返礼品の紹介
(東北の牛肉・花)

おうちで楽しみながら応援しよう!

東北のふるさと納税
牛肉・花を返礼品とする
市町村の紹介

牛肉や花々で
生活に響きを



令和2年5月
農林水産省
東北農政局